

会 議 録

会議名	平成27年度第3回小金井市消費生活審議会		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成28年3月30日(水) 午後2時～3時15分		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設B会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫(会長) 矢澤 朋香・中村 宜子・斉藤 浩・土屋 和枝	
	その他	高橋 京子(会長職務代理者)	
	事務局	藤本 裕 市民部長 當麻 光弘 経済課長 佐藤 智毅 消費生活係長 野田 純子 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・(一部不可)	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成27年度第3回小金井市消費生活審議会（第9期）会議次第

日時：平成28年3月30日（水）午後2時から

場所：小金井市前原暫定集会室B会議室

司会進行 経済課長

1 開会

市民部長あいさつ

2 議題

(1) これからの消費者行政のあり方について

ア. 平成27年度消費者行政事業報告

イ. 平成28年度の消費者行政事業予定について

(2) その他

3 閉会

配布資料 資料1 平成27・28年度小金井市度消費者行政予算（当初）概要
資料2 平成27年度 小金井市消費者行政実施事業
資料3 平成28年度 消費者行政推進交付金を活用した事業経費一覧
資料4 平成28年度 小金井市消費者行政実施事業予定

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長） 定刻になったので、平成27年度第3回小金井市消費生活審議会を開会する。はじめに藤本部長に挨拶をお願いします。

部 長 《 挨拶 》

司 会 次に富岡会長に挨拶をお願いします。

会 長 挨拶

市の予算が暫定予算になったということで、大きな仕事は組みにくい状況ではあると思うが、消費者行政の仕事は金額的には大きくないものだ。支障のないようにしてもらいたい。

今週の月曜日、消費者庁の消費者教育推進会議が開催された。3年前に消費者教育推進法ができたことに伴い、各分野で消費者教育を行い、被害にあってから消費生活センターに相談するのではなく、被害にあう前に勉強をなさいということになった。特に学校教育において、もっとやらなければならないのではないかとされており、柱として教育委員会との連携がある。学校の指導要領がちょうど改訂時期を迎えていることから、推進会議として、文部科学省にむけて学校教育における消費者教育を指導要領の中に盛り込むようにと取りまとめたところである。学校の指導要領の中に消費者教育を盛り込んでくださいとしたインパクトはかなりあると思う。

私は地方自治体の消費者行政担当職員と意見交換をするためにあちこち訪れているが、各地で言われることが若者と高齢者に消費者被害が二極化しているということだ。特に高齢者の方の被害が急増している。小金井市では今年度、悪質商法被害ゼロキャンペーンを行っているが、それがいかに浸透しているのか、消費生活相談室に相談に行かない人を今後いかに救済していくのか、どのようにしたら被害の未然防止に結びつけられるのかを考えていければいいと思う。

若者向けについては自治体によっては非常に積極的に行っている。全国の都道府県は消費者教育基本計画というものを作っており、都道府県だけでなく大きな市でも作る傾向にある。小金井市でも基本計画を作り、それに基づいて事業を行うのがいいと思う。消費者行政推進交付金をうまく使って基本計画を作成してほしいと以前から事務局にはお願いしているところだ。予算がないと何もできないので、交付金をうまく活用してほしい。委員の皆様は地元の方なので、市にこういうことをやってほしいという要望を

どんどん出していただきたい。市がその声をうまく反映していくのが、この審議会の役割でもあると思っている。

司 会

ただ今から議事に入る。現在委員定数は7名で、本日6名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。

富岡会長に議事進行をお願いします。

会 長

それでは議題1について、これからの消費者行政のあり方を議題としたい。まず事務局から平成27年度消費者行政事業報告について説明を求める。

事務局

《事務局から説明》

会 長

皆様から意見や質問はあるか。事務局にお願いしたいことがある。悪質商法被害ゼロキャンペーンが終わり、まだ報告書はできていないということであるが、報告書を取りまとめる段階で見えてくるものがあると思う。それを今後どのようにしていけばよいかという提案を出していただきたい。平成29年以降、どのようなことをすれば問題が解消できるのかを考えるのがいいと思う。高齢者の被害未然防止に何をすればいいかということも29年度の予算要求に考えていただきたい。

次に平成28年度の消費者行政事業予定について事務局に説明を求める。

事務局

《事務局から説明》

会 長

質問、意見などはあるか。

委 員

消費生活相談室に寄せられる相談はどのようなものがあるのか。

事務局

一番多い相談は、ネットやスマホに伴う不正請求に関するものである。この相談に関しては、若者、高齢者問わず多くなっている。今や高齢者の方もネットやスマホを使う時代になっているため、世代を問わず通信関係の相談が圧倒的に多く、ここ数年、相談トップが続いている状況だ。

会 長

毎年、相談件数や内容をまとめたものを作っていると思うので、できあがったら委員に配布していただきたい。

事務局

了解した。

会 長

平成28年度の消費者行政推進交付金の金額について見ていただきたい。平成27年度に比べて少なくなっている。市独自の予算ではできないことを、この交付金を活用してやってほしい。平成29年度以降はこ

のようなことがないようにしていただきたい。事業をやるにはお金がかかるので、前年度より少なく要求するのはもったいないと苦言を呈したところである。

委員
事務局
委員
会長

消費者講座運営の金額が増えているが、具体的に何が増えたのか。

中学生スクールに関する金額を増額している。

平成28年度の消費者行政推進交付金はなぜ減ってしまったのか。

今年度は悪質商法被害ゼロキャンペーンが約1,500万円かかっていたので、その分が減ってしまっている。しかし、キャンペーンが終わったのであれば、翌年度は別の目玉を考えて要求した方がいいのではないかと事務局に提言した。

都道府県や大きな市では消費者行政推進交付金を工夫して活用しているが、小さい自治体となると、担当者もいない、発想もわからないということで年度末に使い切れないと県に戻すこともあると聞いている。まさか小金井市においてはそのようなことはないと思うが、もう少し色々考えてやってほしいと思う。

事務局

消費者行政推進交付金は実施年限が決まっている。例えば実施年限が7年のものであれば、平成21年度にスタートした事業は平成27年度で終了になってしまうことになる。今までやっていた事業の中で、このように実施年限が過ぎてしまい次年度は認められないといったものがあつた。例えば、相談員が受けていたアドバイザー事例研修についても年限を超えたため、次年度はカテゴリーを変えて申請しようとしたが認めてもらえなかった。

会長

年限のことは最初からわかっていたことだ。戦略の問題だと思うので、次年度については同じことを繰り返さないでいただきたい。地方においても行政職員が増えない中、交付金が増えても事業ができない、という声をよく聞くが工夫してうまくやっているところもあるので考えていただきたい。

委員
会長

交付金の年限が定められているのはなぜなのか。

やはり毎年同じテーマでやっていたはだめだということだろう。その時代にあつたものをやる必要がある。時代の流れとともに予算に内容も変えていかないといけない。予算要求は相手が納得するようなプレゼンをしなければならないので非常に難しいことではあるが、平成29年度の予算要求の段階では今後5年間でやりたいことを、計画をたてて出していただき

たい。

委員

相談の中では通信関係が一番多いということだったが、高齢者の方はそもそもパソコンの使い方がわかっていない方が多いのではないかと思うので、そのあたりに対応できる人材を派遣できるようになったらいいと思う。こういった問題は消費者部門ではないのか。

会長

事務局から回答してもらいたいですが、私の経験からすると、相談員はある程度のアドバイスはできると思う。何かあった時にはまず消費生活相談室に相談するというのが被害の未然防止につながる。

委員

消費生活相談室に相談するというのが一番よいが、身近な相談相手ということでまずは民生委員に相談することが多いと思う。その場合、民生委員は専門の相談機関につなげることになると思うが、高齢者の方は直接来てもらって話をしなければわからないということが多々あるので、そういった対応をしてもらうことはできないのか。民生委員の中にもパソコンに関することは全然わからないという方もいらっしゃる。小金井市は全域を自転車でまわれる規模なので、地元ならではの事業として何かできないのか。福祉会館閉鎖に伴い、外出しなくなってしまう方も出てくると思われる。そうすると家にこもってしまい、消費者被害にあう可能性も増えるのではないかと懸念している。交付金を使い、高齢者宅に講師を派遣する、あるいはどこかに集まって勉強するということができればいいと思う。

会長

今回の悪質商法被害ゼロキャンペーンの中に、通信関連の被害があったかどうかの質問はあったか。

事務局

警察からのチラシなどを用いて啓発はしているが、アンケートは取っていない。

会長

訪問するような事業はやっているか。

事務局

やっていない。委員のおっしゃったように、福祉会館閉鎖に伴い高齢者がこもってしまうのではないかということは危惧しているところである。老人会などに働きかけをしながら何かしらの対応を取りたいと考えている。ただ、個別に訪問するのはなかなか難しいと思う。

部長

福祉会館の代替場所については、確保できるよう部局が動いているところだ。平成28年度には、民生委員の方向けの研修をやる予定なので、その中にそういった内容も入れていければいいと考えている。

委員

大学のサークルで、お年寄りのところに訪問してIT関係のサポートを

しているところがあるそうだ。ただ、それがいつも対応できるものなのかはわからない。

会 長 プライバシーの問題もある。ボランティアでやっていただくプラス面と色々知ってしまう側面があるので守秘義務を含めた契約をきちんとしないとトラブルになる可能性がある。

委 員 ボランティアといっても何かしら御礼をしなければと思ってしまう。サークルの方もあまり積極的にはPRしていない。

会 長 民生委員の方は地元の方の実態がよくわかっている。高齢者の方に勉強会に来いといってもなかなか来ないと思うので、民生委員の方にわかっただけだと、民生委員の方から高齢者の方に働きかけをしてもらえる。悪質商法被害ゼロキャンペーンから、市の課題が浮かびあがってくるだろう。

委 員 今一番関心が高いのが食品ロスの問題である。色々調べたところ、フランスでは食品スーパーで食品廃棄してはいけないと法律化されたそうだ。日本ではなかなかそこまでいかない。年間に廃棄される食品が642万トンで、その中でフードバンクに提供される分がわずか4,500トン。それ以外はすべて廃棄されているということだ。ただ、企業の中にもこういった問題に取り組んでいるところもある。大手スーパーの中には、廃棄された生鮮食品を自社工場において高温で粉砕して飼料にし、それを自社農場で使い、そしてそこで育てた野菜を店舗で売るといった取組みをしている企業もある。これは嬉しい取組みだなと思った。食品ロスをいかにして減らすかということについては、以前フードドライブの話があったが、食品管理の問題で何かあった時に誰が責任を取るのかということで二の足を踏んでしまうということがある。これだけ食品ロスが出ているのを何とか改善できないかと考えている。

委 員 小平市ではすでにフードドライブの取組みを始めている。小金井市でもリサイクルをやっている消費者団体や社会福祉協議会などと連携してできないかと提案したい。小平市では集めたものを外部のNPOに送っているそうであるが、小金井では市内でまわすことができればよいと思う。

会 長 市ではどこがこういったことの担当になるのか。

部 長 現状、市としては取り組んでいない。ごみの減量施策として生ごみの堆肥化を行っているが、食品として別のところへ、というのは行っていない。

事務局 半年くらい前に社会福祉協議会からフードバンクについての問合せがあ

ったが、その後どうなったのかは把握できていない。

会 長

各家庭ではそんなに大量の食品ロスを出すということはないと思うので、大型のスーパーや商店でやる方がいいだろう。ファストフード店ではすぐにお客に出せるように品物を作り置きしておき、売れなければ廃棄しているところもある。一方で、同じファストフード店でも注文を受けてから作る場所もある。待つでも出来たてを食べるといふ、買う側の教育も必要であろう。

他になければ議題1についてはこれで終了し、議題2に移る。事務局に説明を求める。

事務局

《事務局から説明》

会 長

消費者行政推進交付金で何をやるかということについては、東京都の担当者ともよく調整をしていただきたい。交付金をうまく活用するためには事前に自分達の体制整備をしておく必要があるだろう。

会長職務代理

今までは消費者の普及啓発ということで7年間やってきた。普及啓発をもう7年もやったので、ステップアップしてもらいたいようなものを企画すると通りやすいのかなと思う。

会 長

消費者庁は学校教育の現場にいかに入っていくかということのひとつの柱にしている。もうひとつは市内の方に消費者教育のコーディネーターになっていただいて市民の方にアドバイスしてもらいたい。また、民生委員の方にもそういった意識をもっていただきたい。講習会を開いて高齢者の見守りをできる方を育成するなど、的を絞った形で提案すれば予算も通りやすいのではないかと思う。皆さんにご意見を出していただき、来年度の予算要求に反映していただくことにしたい。本日の議題はすべて終了したのでこれで終了する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎4階 議会図書室

小金井市役所第二庁舎4階 経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎6階 情報公開コーナー